

議案第87号

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条の3第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「道路(以下)の次に「この項から第3項までにおいて」を、「料金(以下)の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号において)」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条」を「この項から第5項まで」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の2第2項中「前条」を削る。

第19条第2項中「第11条」を「第6条第2項から第9項まで及び第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

附則に次の7項を加える。

22 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第24項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

23 前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員には適用しない。

24 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第26項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月

額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の阿見町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第22項から第28項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿見町職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用職

員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿見町職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
 - 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 7 新給与条例第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
 - 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
(その他の経過措置の規則への委任)
- 第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

阿見町職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, <u>町規則の定める</u>ところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 町規則で定める日に, 同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p><u>10 法第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額, その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>(短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第6条の2 育児短時間勤務職員等(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)の給料月額は, 前条第2項, 第3項, 第5項又は第10項の規定にかかわらず, 同条第2項, 第3項若しくは第5項の規定により決定された<u>その者</u>の号給に応じた給料月額又は同条第10項の規定による給料月額に, 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p><u>2 再任用短時間勤務職員(勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の給料月額は, 前条第10項の規定にかかわらず, 同項の規定による給料月額に, 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤</u></p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, 町規則<u>で定める</u>ところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 町規則で定める日に, 同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p><u>10 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は, 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち, 第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に, 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第6条の2 育児短時間勤務職員等(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)の給料月額は, 前条第2項, 第3項, 第5項又は第10項の規定にかかわらず, 同条第2項, 第3項若しくは第5項の規定により決定された<u>当該職員</u>の号給に応じた給料月額又は同条第10項の規定による給料月額に, 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p>	

現行	改正後	備考
<p><u>務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 任期付短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、前条第2項、第3項、第5項又は第10項の規定にかかわらず、同条第2項、第3項若しくは第5項の規定により決定された<u>その者</u>の号給に応じた給料月額又は同条第10項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤（職員が勤務のため<u>その者</u>の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で町規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定める</p>	<p>2 任期付短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、前条第2項、第3項、第5項又は第10項の規定にかかわらず、同条第2項、第3項若しくは第5項の規定により決定された<u>当該職員</u>の号給に応じた給料月額又は同条第10項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤（職員が勤務のため<u>当該職員</u>の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下<u>この項から第3項までにおいて</u>「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下<u>この項から第3項までにおいて</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で町規則で定めるもの（以下<u>この条において</u>「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定める</p>	

現行	改正後	備考
<p>ところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の<u>交通機関等</u>（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</p>	<p>ところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1カ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の<u>交通機関等</u>（<u>第1号において</u>「新幹線鉄道等」という。）でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認め</p>	

現行	改正後	備考
<p>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>以下同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、<u>その者</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の</p>	<p>られるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号において同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号において</u>「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する</p>	

現行	改正後	備考
<p>規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下<u>この条</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（町規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する町規則で定める時間を除く。）との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間外に勤務した全時間に対して、第1項（<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1） 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）</p> <p>（2） 略</p> <p>5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗</p>	<p>前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下<u>この項から第5項まで</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（町規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する町規則で定める時間を除く。）との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間外に勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1） 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>（2） 略</p> <p>5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗</p>	

現行	改正後	備考
<p>じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する町規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>前条</u>第1項の規定による町規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>第11条</u>から第12条の2までの規定は、<u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、町規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における<u>その</u></p>	<p>じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する町規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第1項の規定による町規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>第6条第2項から第9項まで及び第11条</u>から第12条の2までの規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、町規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における<u>当該</u></p>	

現行	改正後	備考
<p><u>者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の、町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p><u>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の、町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p><u>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p>	

現行	改正後	備考
<p>附 則 1～21 (略)</p>	<p>附 則 1～21 (略)</p> <p>22 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第24項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>23 <u>前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員には適用しない。</u></p> <p>24 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第26項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>25 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>26 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)</u></p>	

現行									改正後									備考
別表第1 (第5条関係)									<p>であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900		1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500		2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900		3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500			

現行								改正後								備考	
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	職員以外の職員	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	

現行								改正後								備考
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	

現行								改正後								備考
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	

現行								改正後								備考
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	

現行								改正後								備考
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		

現行							改正後							備考
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	

現行							改正後							備考
77	238,4 00	289,8 00	335,5 00	373,8 00	388,9 00	408,2 00	77	238,4 00	289,8 00	335,5 00	373,8 00	388,9 00	408,2 00	
78	239,1 00	290,1 00	336,0 00	374,3 00	389,2 00	408,5 00	78	239,1 00	290,1 00	336,0 00	374,3 00	389,2 00	408,5 00	
79	239,8 00	290,3 00	336,4 00	374,9 00	389,5 00	408,8 00	79	239,8 00	290,3 00	336,4 00	374,9 00	389,5 00	408,8 00	
80	240,3 00	290,7 00	336,9 00	375,4 00	389,8 00	409,0 00	80	240,3 00	290,7 00	336,9 00	375,4 00	389,8 00	409,0 00	
81	240,8 00	290,9 00	337,3 00	375,9 00	390,0 00	409,2 00	81	240,8 00	290,9 00	337,3 00	375,9 00	390,0 00	409,2 00	
82	241,5 00	291,1 00	337,8 00	376,5 00	390,3 00	409,5 00	82	241,5 00	291,1 00	337,8 00	376,5 00	390,3 00	409,5 00	
83	242,2 00	291,5 00	338,3 00	377,0 00	390,6 00	409,8 00	83	242,2 00	291,5 00	338,3 00	377,0 00	390,6 00	409,8 00	
84	242,9 00	291,8 00	338,8 00	377,3 00	390,8 00	410,0 00	84	242,9 00	291,8 00	338,8 00	377,3 00	390,8 00	410,0 00	
85	243,5 00	292,1 00	339,1 00	377,7 00	391,0 00	410,2 00	85	243,5 00	292,1 00	339,1 00	377,7 00	391,0 00	410,2 00	
86	244,2 00	292,4 00	339,5 00	378,2 00	391,3 00		86	244,2 00	292,4 00	339,5 00	378,2 00	391,3 00		
87	244,9 00	292,7 00	340,0 00	378,6 00	391,6 00		87	244,9 00	292,7 00	340,0 00	378,6 00	391,6 00		
88	245,6 00	293,1 00	340,4 00	379,0 00	391,8 00		88	245,6 00	293,1 00	340,4 00	379,0 00	391,8 00		

現行							改正後							備考
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				100		296,900	344,800				

現行						改正後						備考
101		297,1 00	345,1 00			101		297,1 00	345,1 00			
102		297,4 00	345,5 00			102		297,4 00	345,5 00			
103		297,8 00	345,9 00			103		297,8 00	345,9 00			
104		298,1 00	346,3 00			104		298,1 00	346,3 00			
105		298,3 00	346,8 00			105		298,3 00	346,8 00			
106		298,6 00	347,2 00			106		298,6 00	347,2 00			
107		299,0 00	347,6 00			107		299,0 00	347,6 00			
108		299,3 00	348,0 00			108		299,3 00	348,0 00			
109		299,5 00	348,5 00			109		299,5 00	348,5 00			
110		299,9 00	348,9 00			110		299,9 00	348,9 00			
111		300,3 00	349,2 00			111		300,3 00	349,2 00			
112		300,6 00	349,5 00			112		300,6 00	349,5 00			

現行							改正後							備考
113		300,8 00	350,0 00				113		300,8 00	350,0 00				
114		301,0 00					114		301,0 00					
115		301,3 00					115		301,3 00					
116		301,7 00					116		301,7 00					
117		301,9 00					117		301,9 00					
118		302,1 00					118		302,1 00					
119		302,4 00					119		302,4 00					
120		302,7 00					120		302,7 00					
121		303,1 00					121		303,1 00					
122		303,3 00					122		303,3 00					
123		303,6 00					123		303,6 00					
124		303,9 00					124		303,9 00					

現行									改正後								備考		
	125		304,200							125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
										円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800			

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正案についての概要

第 1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

第 2 改正の主な内容

61 歳となる年度以後の職員の給与水準を、60 歳到達時の給料月額の 7 割水準とする。また、定年前再任用短時間勤務職員の給与について定める。

第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日